第１号様式（第５条関係）

児童コミュニティクラブ入所申請書

令和　　年　　月　　日

伊勢原市長　殿

（申請者）
住　所　伊勢原市
ふりがな
保護者氏名

次のとおり（　　）児童コミュニティクラブへの入所を申し込みます。

ふりがな			
申請児童氏名			
生年月日	年　月　日生	年　月　日生	年　月　日生
学年	小学　年	小学　年	小学　年
利用状況	□新規　□継続	□新規　□継続	□新規　□継続
利用希望期間	年　月　日　～　年　３月　３１　日		
利用形態	□月曜日から金曜日　□月曜日から土曜日　※いずれかにチェック		
	□延長（午後6時30分から午後7時まで）利用あり ※チェックいただくと、延長利用しなかった月も延長利用料がかかります。		

児童コミュニティクラブの利用に関する注意

※次の内容を確認し、承認していただける場合は、□にチェックを入れてください。
　承認いただけない場合、児童コミュニティクラブをご利用いただくことはできません。

入所希望月の申込締切日までに提出された書類に基づき、利用調整点数表により点数化し、優先順位を決定して利用調整を行います。優先順位の高い方（家庭等での見守りがより困難と認められた方）から、入所の可否を決定します。	□
入所申請の記載内容・添付書類が事実と相違する場合は、入所の決定を取り消す場合があります。届け出内容に変更が生じた場合は速やかにお知らせください。	□
入所申請書、児童調査票は児童コミュニティクラブへ提供します。	□
午後6時30分以降の預かりを希望する場合は、事前に申請のうえ、必ず午後7時までにお迎えをお願いします。お迎えが間に合わない場合、ファミリー・サポート・センター等を御利用ください。	□
児童コミュニティクラブでは、集団での預かりのため、個別の配慮ができない場合があります。教室からの飛び出しや他者への危害がある、移動や衣食等に介助が必要、常に目が離せない等、集団生活を営む上で著しく支障がある児童については、預かりができない場合があります。	□
利用料（育成負担金、おやつ・教材費）の滞納がある場合は、入所の決定を取り消す場合があります。育成負担金は、減額・免除の制度があります。毎月の納付が困難な場合や減額・免除の制度を利用する場合は御相談ください。	□
申請後、利用調整を希望しなくなった場合は申請の取下げをお願いします。	□

個人情報に関する同意書

※ 私は、児童コミュニティクラブへの入所審査や入所後の児童への対応のため、児童の成長・発達や生活状況について、伊勢原市が必要に応じて学校・関係機関に確認・提供することに同意します。

（署　名　欄）
保護者氏名

裏面も御記入ください

入所希望月の状況で御記入ください。

1 保護者の就労状況 保護者氏名	続柄（　　）	続柄（　　）
勤務先名		
所在地		
	勤務先電話	勤務先電話
就労時間 ＊育児のための短時間勤務制度を利用する場合は、その時間を記入	通常　　時　　分から 　　時　　分まで	通常　　時　　分から 　　時　　分まで
通勤状況	出勤時間　　時　　分頃 帰宅時間　　時　　分頃	出勤時間　　時　　分頃 帰宅時間　　時　　分頃
勤務日 ＊ 該当箇所に○を付けてください	月 火 水 木 金 土 不定期の場合…週　　日	月 火 水 木 金 土 不定期の場合…週　　日
2 就労以外の状況	児童の預かりを必要とする理由（同居親族の介護状況など）を記入してください。	

家族の状況

＊**同一住所者**を全員記入してください。（「二世帯住宅」「同一敷地内居住」の親族、同居人を含む。）

氏名	続柄	生年月日	年齢	勤務先又は学校名
		年　月　日		
		年　月　日		
		年　月　日		
		年　月　日		
		年　月　日		
		年　月　日		
		年　月　日		

祖父母の状況

		氏名	年齢	就労状態	同居・別居区分※いずれかに○をつけてください
父方	祖父			就労・無	同居・別居（住所　　）・死別・不明
	祖母			就労・無	同居・別居（住所　　）・死別・不明
母方	祖父			就労・無	同居・別居（住所　　）・死別・不明
	祖母			就労・無	同居・別居（住所　　）・死別・不明

●該当する箇所にチェックを付け、必要事項を記入してください。

保留となった場合	利用希望開始日に児童コミュニティクラブを利用できなかった場合の対応予定 □自宅で過ごす　　□他の預け先を探す（　　）
単身赴任の有無	□無　　□有　：　赴任者　　□母　　□父
母親の妊娠の有無	□無　　□有（出産予定日：　　年　　月　　日）
父母がいない理由 （ひとり親家庭のみ回答）	□離婚　　□別居　　□死別　　□未婚　　□その他（　　） いつから：　　年　　月　　日～
きょうだい同時申込みの場合	□低学年の児童を優先的に、入所可能になった児童から順に入所する □利用申込みをした児童全員が同時に入所可能になるまで入所しない
未就学のきょうだいがいる場合	□保育・教育施設等に在園している □保育・教育施設等の利用申込みをしている（次の項目もチェックをつけてください） → □保育・教育施設等と児童コミュニティクラブのどちらかだけでも利用を希望する □保育・教育施設等と児童コミュニティクラブの両方が利用可能になるまで入所しない